

教職員向け

県民の信頼確保と厳正な規律の保持について

学校は、児童生徒が安全で安心して健やかな成長と自己実現を目指して学習する場です。このため、教職員は全体の奉仕者であるとの自覚に立って、服務規律を遵守し、襟を正して職務に取り組まなくてはなりません。

県内では、新型コロナウイルス感染症が発症して2年余りがたちます。感染状況が未だ収束しておらず、学校において引き続き感染予防対策が求められる状況が続いています。また、児童生徒はもとより、教職員の心や身体にも大きな負担が生じることも懸念しています。

このような状況だからこそ教職員が一致団結して、第3期「ひょうご教育創造プラン」の重点テーマ「『未来への道を切り拓く力』の育成」の理念のもと、新しい時代に応じた取組を進めていく必要があります。

そのため、直面する課題に対して、協力・協働のもと、各業務の目的・目標を確認の上、「働きがいのある学校づくりに関する方針」等に沿って、既存の概念にとらわれず創意工夫し、県民の期待に応える教育を一層充実できるようお願いします。

令和4年5月11日

兵庫県教育長

1 児童生徒の安全・安心の確保

(1) 児童生徒の健康管理

日頃から児童生徒の体調を観察し、緊急時に備え、校内外の体制を十分認識しておくこと。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、「3密」（密閉・密集・密接）の回避や身体的距離の確保等、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を参考に、感染予防措置を徹底すること。

また、アレルギー疾患有する児童生徒に対しては、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、個別支援プランの作成や校内研修等により職場全体で理解を深めること。

(2) 児童生徒の心のケア

日頃から児童生徒の心情の変化を察知する等状況把握に努めること。特に、日頃と違う児童生徒の変化等のサインを見逃さず、感染症の影響も含め心のケアに一層努めるとともに、必要に応じて保護者や関係機関との連携を図ること。

(3) いじめの防止

ア お互いを思いやり、人格を尊重することが大切であるとの認識のもと、生命や人権を守る教育指導の充実に努めること。また、いじめの未然防止のため、児童生徒や教職員誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となるよう努めること。

また、新型コロナウイルス感染症に起因する差別や偏見等に対しても適切に対応すること。

イ いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを十分に認識すること。

児童生徒に対しては、信頼関係を築くとともに、人間関係のトラブルは自分一人で抱え込まず、教職員や保護者に相談するよう、指導の徹底を図ること。

ウ いじめを発見した場合には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、家庭や地域とも連携しながら、迅速な対応を行うこと。

(4) 体罰の防止

体罰は児童生徒の人権を侵害する行為であり、「体罰は絶対に許されない」との認識のもと、生命や人権を守る教育指導を行い、教職員研修資料「No！体罰」（改訂版）を活用し、日頃の指導において常に適切な指導法を確認する等、体罰根絶に努めること。

特に、生徒指導や部活動指導にあたっては、事前に体罰事案に至らないような指導方法について、各学校の実情を踏まえた対応策を検討の上、全教職員で共有すること。

体罰事案への処分や事後指導については、「体罰事案に対する対応について」（平成31年3月19日付け）により理解すること。

(5) 安全教育・管理の徹底

地震・津波に加え、台風・集中豪雨等自然災害に対する備えを再確認すること。

また、学校内の施設等の安全点検、通学路の危険箇所の改善、児童生徒への安全教育の実施、教職員の意識向上等、安全管理を徹底すること。

(6) 部活動の適正化

「部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」との意義を再認識すること。

指導にあたっては、教職員・研修資料「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、勝利至上主義的な考えによる過度な練習の強要、生徒の自主性・個別性を軽視した運営にならないよう、生徒の健康管理と負担軽減を図ること。

2 非違行為の防止

非違行為は決して許されないことである。非違行為を行えば、「懲戒処分の指針」に基づき、厳正に処分されることとなるため決して行わないこと。

(1) 児童生徒との適切な関係の構築

児童生徒の指導にあたっては、必ず複数で対応し、密室での対応やメール等での私的なやりとりを行わず、必要以上に行動を共にしないこと等、適切な関係を保つこと。

また、メールやSNS等を活用し連絡する際は、校内ルールを遵守すること。

(2) スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止

スクール・セクシュアル・ハラスメントは教職員として絶対に許されないことから、教職員研修資料「ハラスメントのない学校に」を活用した校内研修等により職場全体で理解を深めるとともに、相談体制の確立を図り、スクール・セクシュアル・ハラスメントの防止や排除に取り組むこと。

(3) わいせつ行為等の防止

強制わいせつ、盗撮、青少年愛護条例違反等のわいせつ行為は、教職員全体の信用・信頼を大きく損なう重大な悪質行為であることを認識すること。あわせて、個人においても懲戒免職等厳しい処分の対象となり、社会的な制裁と経済的基盤の喪失等、大きな損失を受けることを認識すること。

(4) 交通事故防止

交通法規に対する遵法精神を高め、交通事故の防止に努めること。

① 飲酒運転、無免許運転、無謀運転等悪質な交通違反については、教職員全体の信用・信頼を大きく損なうとともに、懲戒免職等の厳しい処分の対象となることを認識すること。

② 飲酒した場合は、自動車等を絶対に運転しないこと。

また、飲酒を伴う会合に出席する場合は適切な帰宅手段を確保すること、飲酒翌日でも飲酒運転となる恐れがあること、飲酒運転と知りながら同乗した場合や飲酒運転を止めなかつた場合にも厳しい処分があること等を認識すること。

③ 交通事故を起こした場合には、管理職に迅速に報告するとともに、救護、危険防止、警察への通報等適切な対応をとること。

④ 自転車利用者については、自転車損害賠償保険等へ加入すること。

(5) 個人情報等の安全確保

個人情報や公文書の管理・取扱いについては、学校で定めたルールのあいまいな運用や、個人情報を取り扱う際の確認不足等の単純なミスが度々発生していることから、個人情報等の紛失や流出がないよう、管理責任を明確にする等学校で定めたルールの遵守を徹底すること。

成績等の個人に関する情報については、私用のＵＳＢメモリ等の外部電磁的記録媒体への書き込みを一切行わないこと。また、「兵庫県教育情報セキュリティ対策基準」及び各学校にて定める「情報セキュリティ実施手順」に基づき、情報資産を適正に管理すること。

児童生徒の家庭状況等プライバシーに関する情報収集については、調査項目を十分に精査し、必要最低限度にとどめること。

就学支援制度における、マイナンバーを含む特定個人情報については、「兵庫県教育委員会における個人番号利用事務にかかる安全管理措置要綱」及び「兵庫県立高等学校等就学支援金等の支給に関する事務にかかる特定個人情報等の事務取扱要領」を遵守し、適切に取り扱うこと。

(6) 政治的中立性の確保

今年度は、参議院選挙等が実施される。教職員は、地方公務員法及び教育公務員特例法で政治的行為の制限が規定されており、学校としての政治的中立性の確保に十分に留意するとともに、関連法令を適切に理解し、職務遂行において公平公正さを保持すること。

3 教職員としての在り方

(1) 研修の受講促進

研修は、教職員の資質向上に不可欠であるため、教員資質向上指標を確認し、「教職員研修計画」に基づき、ＩＣＴ活用能力向上研修等、教育研修所等で実施する研修を積極的に受講するとともに、自主的・主体的な研修に努めること。

(2) 女性の能力を發揮できる機会の拡大

「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」に基づき、勤務時間の適正化、妊娠中及び出産後における配慮、「子育て支援シート」の活用等男性教職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくり及び意志決定過程等女性教職員の活躍が期待できる場への参画等教職員の一人一人が積極的に取り組み、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりを一層推進すること。

4 協力・協働の深まる働きがいのある学校づくり

(1) 業務改善に向けた主体的な取組

① 自己のタイムマネジメントを意識し、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正等により整備した「業務量の適切な管理等に関する規則・方針」に基づき、すべての学校で週1回以上の「教職員定時退勤日」、週1回以上の「ノーアクティビティデー」、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上）の「ノーパート活デー」

等を完全実施する等、すべての教職員が参画し、主体的に取り組むこと。

- ② 「服務システム」に記録されるパソコンのログオン・ログオフ時間を活用し、在校等時間 を記録すること。
- ③ 長時間の時間外勤務者は自己の健康状況を把握するため、健康管理医の面接指導を受けるとともに、業務量の適切な管理に努めること。

(2) ハラスメントの防止

- ① ハラスメントは、人権を侵害し、健康面で問題を生じさせ、職場環境の悪化や業務遂行にも悪影響を及ぼすことを十分認識すること。
- ② 「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」及び教職員研修資料「ハラスメントのない学校に」を積極的に活用し、ハラスメントの定義や対象となり得る言動、防止に向けた基本的な心構え等を十分に認識すること。

また、相談を受ける場合の心構えについても十分に理解し、相談窓口を活用すること。

(3) 健康及び福祉の確保

「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて～教職員のための休暇制度等～」「男性のための子育て支援制度等」に基づき、年次休暇の計画的取得促進、育児や介護等に関する特別休暇等の各種休暇制度等の活用、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むこと。

また、定期健康診断、人間ドック等の受診及び再検査の受診により、疾病の予防と早期発見に努めること。

あわせて、ストレスチェック制度の活用によりメンタルヘルス不調の未然防止、早期発見に努めること。職場での悩み事については、相談窓口の活用や倫理観を高める研修等を通じて、相談しやすい雰囲気を醸成し、風通しのよい学校づくりに教職員一人一人が取り組むこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

学校及び勤務時間外における感染症対策の徹底等、新たな生活様式「ひょうごスタイル」の実行動を、教職員が率先して実施すること。

① 感染症対策の徹底

- ア 「3密」（密閉・密集・密接）の回避やマスクの着用、身体的距離の確保、手洗い・手指消毒等を徹底すること。
- イ テレビ会議、電話、電子メール等を活用するとともに、人が集まる会議や研修等を行う場合には、体温測定や人数管理、換気、消毒等感染症対策を徹底すること。
- ウ 感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること。

また、感染症対策が徹底されていない施設の利用を控えること。

- エ 大人数・長時間におよぶ会食等、リスクの高い行動は自粛すること。

- オ 帰宅後の手洗い、家族の健康管理等、家庭での感染防止と家庭から学校へのウイルス持ち込み防止を徹底すること。

② 健康管理の徹底

- ア 風邪症状や発熱等の有無をチェックする等、自身や家族の日々の体調の把握に配意すること。

イ 热や風邪の症状がある場合は自宅で療養するとともに、同居する家族を含めて感染が疑われる場合には速やかに管理職に報告し、必要な対応をとること。

ウ 感染症に限らず心身に不調を感じたときは、「教職員電話健康相談24（0120-24-8349）」「教職員メンタルヘルス相談（0120-165-565）」等の相談窓口を利用すること。また、周囲の教職員の不調に気づいたときは、管理職等に相談、又は「教職員相談室（0120-774-860）」を利用すること。

[相談窓口については福利厚生課・公立学校共済組合兵庫支部のHPに掲示]

(5) 経理事務の適正処理

保護者等から直接徴収する学年費や積立金等の学校徴収金については、複数職員による実効性ある確認体制の整備等、適正な事務処理の徹底を図り、不祥事の未然防止を徹底すること。

また、生徒から個別に徴収する部費等についても、会計を担当する教職員から保護者あての徴収金額や使途等の説明文書の配付、出納帳の作成、領収書の保管、通帳との照合、複数の教職員によるチェック、決算報告等により現金の紛失事故等が発生しないよう取り組むこと。

(6) 省エネ及び予算執行の効率化

「環境率先行動計画」に基づき、省エネ・節電対策に取り組むとともに、兵庫県行財政運営方針を踏まえ、平素から事務的経費の節約等予算執行の効率化に取り組むこと。